

洋上風力の動向について

2026年7月27日



ZERO CARBON
HOKKAIDO
SETANA

内容

1. 洋上風力の動向について
2. 檜山沖洋上風力発電事業の進捗について

1.洋上風力の動向について

・洋上風力の動向について

2026年7月14日に、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第44回)」が開催された。

以下の内容について議論がされた。

○洋上風力を取り巻く環境と当面の案件形成の考え方

○「一般海域における占用公募制度の運用指針(改訂案)」
のパブコメ結果

1.洋上風力の動向について

・洋上風力を取り巻く国内外の環境について

我が国において、洋上風力は導入ポテンシャルの高い国産エネルギーであり、再エネの主力電源化に向けた重要な柱である。

→一方で、事業コストの増加等により、導入拡大に向けた課題が生じている。

洋上風力を取り巻く国内外の環境

- **洋上風力**は、海に囲まれた我が国において**導入ポテンシャルが高い国産エネルギー**であり、エネルギー安全保障という観点でも、引き続き**再エネの主力電源化に向けた重要な柱**である。
- 足元の事業環境については、**事業コストを押し上げる要因（物価、為替、金利等）**が引き続き存在していることに加え、**中東情勢の影響も不確実性を増大**させている状況。
- 一方、欧州においては、以下のように再び洋上風力に前向きな動きが見られる。
 - 欧州10か国：2026年1月、洋上風力発電の大規模共同プロジェクトを通じて**2050年までに100GWの発電容量**を実現することなどを合意（ハンブルグ宣言）。
 - 英国：2026年1月、**計8.4GWのプロジェクトの支援が決定**。
 - フランス：2026年6月、**計約10GWの洋上風力開発権に係る公募が開始**。
- また、2026年6月の**日英首脳会談**に際し、**洋上風力の導入促進・供給網構築によるエネルギー安全保障の強化及びコスト低減に向けた政府間協力枠組み**（日英洋上風力産業コンパクト）を立ち上げた。今後、日本企業による英国プロジェクトへの参画促進、サプライチェーン構築について協力を具体化する予定。

ハンブルグ宣言（欧州10か国の合意）概要

※欧州10か国：アイスランド、アイルランド、英国、オランダ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フランス、ベルギー、ルクセンブルク

【優先協力9分野】

1. 北海での協力目標の確立
2. 協力プロジェクトのための国境を越えた計画の調整強化
3. 洋上風力開発の資金調達強化
4. 協力プロジェクトの実現可能性と投資の確実性を確保
5. 簡素で迅速な許可手続き
6. 洋上エネルギーインフラのレジリエンスとセキュリティの促進
7. 洋上再生可能水素の輸送、貯蔵、製造
8. 洋上サプライチェーンのスケールアップ強化
9. 北海を熟練労働者にとって魅力的にする

日英の洋上風力分野での連携強化



（写真提供：内閣広報室）

日英首脳間で「経済安全保障協力に関する日英首脳共同宣言」を发出

※資金調達、研究開発及びサプライチェーンの発展に関する協力を促進するための「洋上風力産業コンパクト」の立ち上げを発表

1.洋上風力の動向について

・洋上風力の政策的位置付けについて

洋上風力は、再エネの主力電源化に向けた「切り札」であることは変わらない。

洋上風力の政策的位置付けについて

第39回洋上WG合同会議（2025/11/19）資料1より抜粋

- 我が国は、すぐに使える資源に乏しく、エネルギー供給の多くを化石燃料の輸入に依存することによる価格変動リスクや国富流出といった課題を抱える中で、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再エネの主力電源化を徹底し、地域との共生や国民負担の抑制を図りながら、最大限の導入を図る必要がある。また、D XやG Xの進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を十分確保できるかが我が国の経済成長や産業競争力を左右する状況にある。
- 特に洋上風力発電は、以下の理由から再エネの主力電源化に向けた「切り札」と位置付けられている。
 - ① 我が国は、陸上に設置する再エネ発電設備は適地が限られるという制約を抱える一方、四方を海に囲まれているというポテンシャルの高さを活かすことができ、国産エネルギー自給率の向上に貢献する。
 - ② 欧州等では導入拡大とともにコストが低減してきており、現状では黎明期にある我が国でも、今後、案件形成が進めば、サプライチェーンの構築や発電事業者によるノウハウの蓄積等により、コスト低減が見込まれる。
 - ③ 事業規模が大きく、産業の裾野も広いことから、建設やO & M等を通じ雇用創出にも貢献するなど、発電事業の実施地域を中心とした国内全体への経済波及効果が期待される電源でもある。
- 他方で、我が国の洋上風力は黎明期にあり、現状、エネルギー安全保障やコスト低減に資する国内サプライチェーンの構築や人材育成等の産業基盤の確立はまだ緒についたばかりであるところ、初期の案件形成を着実に進めることで、産業基盤を構築していく必要性が高い。
- さらに、再生可能エネルギー全般については、再エネ価値を適切に評価する電力需要家が少なく、市場が未成熟であることから、再エネ価値が適切に評価される環境の整備によってその厚みを作っていく必要がある。
- 加えて、洋上風力等の再生可能エネルギーの変動性への柔軟性も確保した、次世代の電力ネットワークの構築を推進していくこととしている。

1.洋上風力の動向について

・当面の案件形成の考え方について

洋上風力の導入拡大にあたって、発電事業としての条件に優れ、コスト効率的に事業を実施できる海域から優先的に案件形成を進めることが望ましい。

当面の案件形成の考え方

- 洋上風力の導入拡大にあたっては、産業基盤の構築を迅速かつ効率的に進めるという観点に加えて、国民負担の抑制と両立する観点からも、基本的には、発電事業としての条件に優れ、コスト効率的に事業を実施できる海域から優先的に案件形成を進めることが望ましい。
 - この考え方の下、昨年の発電コスト検証WGにおいて2023年に新設した場合の洋上風力の発電コストが30.9円/kWhと試算され、本年1月の調達価格等算定委員会においても、JWPAから事業コスト※は平均で30円/kWh台半ばである旨の説明があった一方で、昨年の発電コスト検証WGにおいて2023年に新設した場合の他の電源（LNG火力、原子力、太陽光）の発電コストが10円/kWh台と試算されたことや、足元のJEPX（日本卸電力取引所）の電力価格が10～15円/kWh程度であることも踏まえれば、これらを総合的に勘案して30円/kWh程度までを優先的に案件形成を進めていく目安とするのが適当ではないか。
- ※ JWPAが試算した事業コストの詳細
- ・ 一般海域における着床式（モノパイル）5案件の事業者へのアンケートに基づく想定値であり、変動可能性あり。
 - ・ CAPEXには陸上送電線の調達・敷設費用、系統費用も含む。割引率を3%と設定。
 - ・ P-IRRを6%と設定した利潤を含む。
- また、黎明期においては着実に案件形成を進め、産業基盤の確立によるコスト低減を図ることとし、コストの状況を継続的にモニタリングすることとしてはどうか。その上で、モニタリングの結果や他の電源とのバランスを踏まえつつ、案件形成の目安のあり方、産業基盤の構築、案件形成の進め方について、見直しを行っていくこととしてはどうか。

1.洋上風力の動向について

・浮体式洋上風力について

商用案件形成を見据えた実証(大水深・過酷海域実証、中規模実証)を推進する。

浮体式洋上風力について

- 浮体式については**世界的にも技術開発途上**であり、低コストに量産するための技術やサプライチェーンの確立が重要。また昨今のインフレ等の影響もあり、**コスト低減の道筋を描くことが必要**。
- こうした観点から、浮体式については、**まずは技術開発・実証を進めていながら、コスト低減に資する産業基盤の構築を目指していく**。具体的には、
 - **大水深や過酷域での技術開発・実証を実施**。
 - 英国を含む**海外における、実証・事業参画を促進**。現地の実証事業への**日系企業の参画等を通して、国内の事業実施に活用可能な知見の蓄積を図る**。
 - 上記取組の進捗や結果、市況を踏まえ、300MW程度の**中規模の実証案件の組成を検討**。
- これらの取組の成果を活かし、**国内の商用案件形成**に繋げていく。

国内

大水深・過酷海域実証 <2027~2032>

- ・海象の似たアジア太平洋等への浮体式の展開を念頭に実機風車を用いて実施

中規模実証

- ・商用化への橋渡しとして、300MW程度の実証事業の実施を検討

※状況に応じて更なる技術開発・実証事業を検討

海外

海外事業参画促進 <2026~2030年代>

- ・2040年までに30GWの海外案件に関与
- ・アジア太平洋市場へのサプライチェーンを含めた展開

技術開発・標準化

- ・英国等の海外実証事業への参画
- ・FLOWRAを核に技術力強化・標準化に向けた欧州連携の深化

1.洋上風力の動向について

・浮体式洋上風力について

2026年7月15日には、GI基金フェーズ2-②「過酷海域における浮体式洋上風力実証」やGI基金フェーズ 1-⑤-⑥「大水深における浮体システムの施工等実証事業」を進めるため、候補区域の選定に向けた情報を収集することを目的に、都道府県に対して実証実施のニーズ等に関する情報提供の依頼が開始された。

GI 基金事業「洋上風力発電の低コスト化」プロジェクト
浮体式洋上風力発電に係る大水深等の過酷環境下に対応するための
技術開発・実証事業に関する候補区域の選定に向けた
都道府県からの情報提供の受付について

2026年7月15日

経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室/風力事業推進室

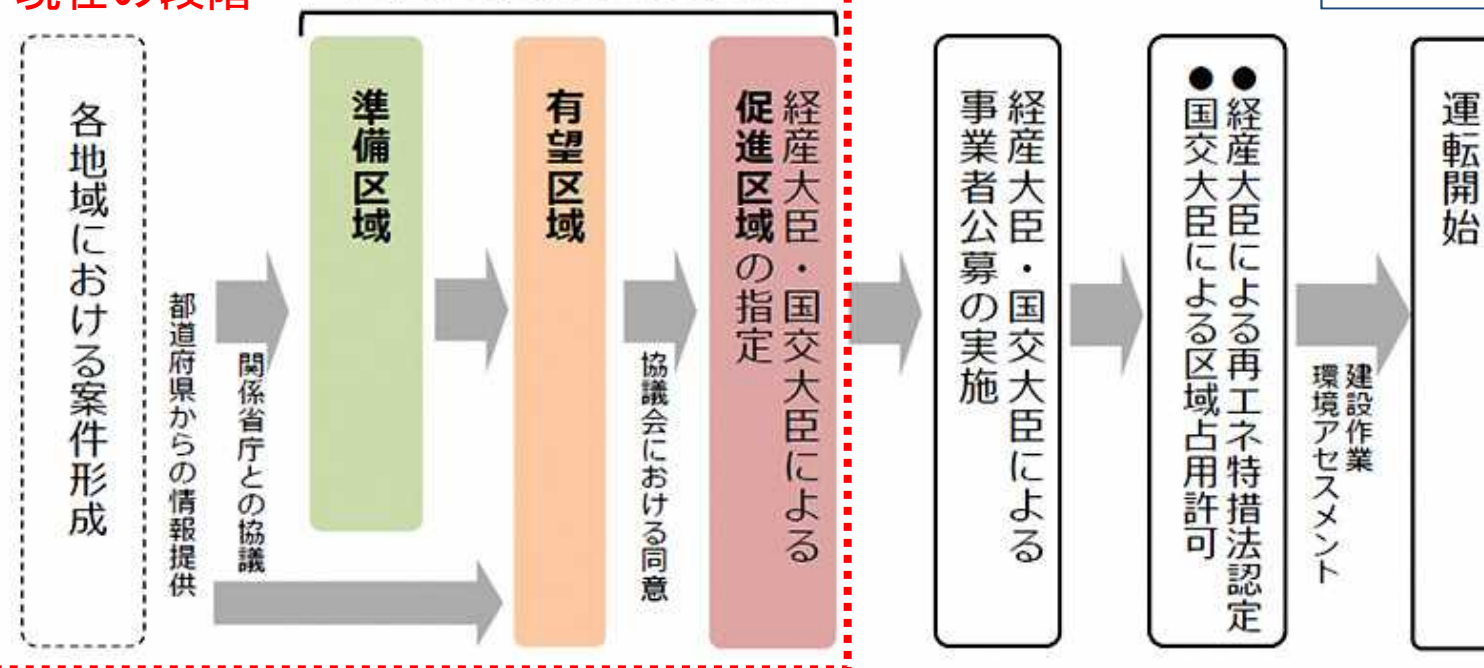
2. 檜山沖洋上風力発電事業の進捗について

- ・檜山沖洋上風力発電事業について
令和7年7月30日に「促進区域」に指定された。

再エネ海域利用法に基づく区域指定・事業者公募の流れ

現在の段階

毎年度、区域を指定・整理し、公表



今後は以下の通り進んでいく

- ①事業者公募
- ②事業者選定・区域占有許可
- ③環境アセス、工事
- ④運転開始

有望区域の要件（促進区域指定ガイドライン）

- 促進区域の候補地があること
- 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）
- 区域指定の基準（系統確保、風況等の自然的条件、航路・港湾・防衛との調整等）に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

協議会の設置（再エネ海域利用法第9条＋ガイドライン）

- 有望区域では、促進区域の指定に向けた協議を行うための協議会を設置
- 国、都道府県、市町村、関係漁業者団体等の利害関係者、学識経験者等で構成
- 協議会は可能な限り公開で議論